

令和7年度

仕様書

業務名 山本処理場電柱傾斜修繕業務

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場

仕 様 書

1 業務名称

山本処理場電柱傾斜修繕業務

2 業務概要

本業務は、山本東地区Aブロック電柱 11 基、山本北地区Bブロック電柱 2 基、山本地区雨水調整池電柱 2 基の合計 15 基の電柱について、風圧荷重や支線切れ等の影響により、大きく傾斜しており、電柱倒壊の恐れがあるため、早急に電柱の傾斜直しおよび支線、支柱の追加による補強を行うものである。

3 業務履行場所

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所

山本処理場（山本東地区Aブロック、山本北地区Bブロック、山本地区雨水調整池）

札幌市厚別区厚別町山本1065番地

※別図1【電柱配置図】を参照のこと。

4 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年12月19日まで

5 業務時間及び稼働日

（1）業務時間

原則午前9時～午後4時とする。

6 業務内容

（1）山本東地区Aブロックに設置された電柱 11 基の傾斜直しおよび支線、支柱の追加による補強を行うこと。

※別図2【山本処理場山本東地区Aブロック電柱配置図】を参照

（2）山本北地区Bブロックに設置された電柱 2 基の傾斜直しおよび支線の追加による補強を行うこと。

※別図3【山本処理場山本北地区Bブロック電柱配置図】を参照

（3）山本地区雨水調整池に設置された電柱 2 基の傾斜直しおよび支線の追加による補強を行うこと。

※別図4【山本処理場山本地区雨水調整池電柱配置図】を参照

（4）追加補強で使用する支線、支柱については、既存電柱から根開き 4 m以内に設置すること。

（5）作業車進入で使用する敷鉄板等の設置・撤去を行うこと。

（6）本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部令和7年度版）」による。

7 業務責任者

（1）業務の実施に先立ち業務責任者を選定し、次の事項について記載された業務責任者選任届を提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 年齢

ウ 経歴書

エ 受注者との雇用関係を証明する書類等（保険書の写し等）

なお、業務責任者の選任にあたっては、本業務と同種・同様の業務において主任技

術者・業務責任者等の経験を有する者を配置すること。

- (2) 業務責任者は、作業期間中は常駐とし、作業員に作業内容・その他の連絡等を伝え、その周知徹底を図ること。

8 提出書類

- (1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届	1 部
(業務責任者通知書(経歴書及び資格に関する書類、保険証の写し等を含む)・工程表)	
イ 業務計画書	1 部
ウ 緊急時連絡体制表	1 部

- (2) 業務完了時に提出するもの

ア 業務報告書	1 部
イ 作業写真記録	1 部
ウ 業務完了届	1 部

9 補償・事故対応

- (1) 損害の補償

受託者の故意又は過失により生じた施設等の損害(完了後に発覚した本作業に起因する設備不具合も含む)を与えた場合、直ちに委託者に申し出るとともに、委託者の定めるところにより、速やかにその損害を補償するとともに、責任をもって解決にあたること。

- (2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本作業に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

10 法令遵守(コンプライアンス)の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

11 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

12 その他

- (1) 受託者は、事前に業務計画書を業務主任に提出し承諾を得ること。
- (2) 作業に伴う水、電気等は支給とする。
- (3) 業務完了の際は、当該業務関連部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (4) 作業時間は原則として平日(土・日・祝日を除く。)9時~17時までとするが、延長が必要な場合は事前に業務主任又は各施設担当者と協議すること。
- (5) 業務実施に必要な機器、工具及び消耗品等は、受託者の負担とする。
- (6) 業務履行中及び履行完了後に受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、

一切受託者の責任により処理すること。

- (7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、業務主任と協議のうえ定めるものとする。
- (8) 業務履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。自動車の相乗りやアイドリングストップ等を行うこと。

13 問合せ先

住 所 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番地

担 当 札幌市環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山本処理場 小笠原

電 話 011-893-0105

処理場管理事務所組織メールアドレス：syorikan@city.sapporo.jp

特 記 仕 様 書

1. 作業前後の写真撮影を行うこと。
2. 施工については、原則平日に行うこと。
3. 電気盤の停電・復電作業については業務主任の指示のもと行うこと。
4. 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
5. 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
6. 作業時間は、原則午前9時～午後4時までとする。
7. 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
8. 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
9. 検査後1年間は保証期間とする。また、その後においても、受託者の施工上の不備により、当該施設及び装置に障害が発生したことが明らかになった場合は、委託者と協議し、対処すること。
10. 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
11. その他この仕様書に定めのない事項や作業の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。

12 問合せ先

住 所 札幌市厚別区厚別町山本 1065 番
担 当 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所山本処理場 小笠原
電 話 011-893-0105
FAX 011-893-3981